平成２２年（フ）第１８７号
北海道苫小牧市明野元町２丁目12番４号　ハイツアイビー６号
債務者　遠藤　真美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１９２号
富山市赤田631番地15　ＦＩＴ　ＯＮＥ・Ａ棟
債務者　舟木今日子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３号
長野県大町市大町5450番地11
債務者　一ノ瀬純一
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５５号
高知県高岡郡椙原町井高398番地
債務者　正岡　義幸
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第５８号
高知県高岡郡四万十町見付1000番地２
債務者　木下　広世
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第６２号
高知県吾川郡仁淀川町土居甲1042番地
債務者　稲垣　禮子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第６４号
高知県吾川郡仁淀川町土居甲1042番地
債務者　稲垣　文彦
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３８７号
大分市大字寒田658番地の８　県営１Ａ９－42
債務者　宮﨑　邦三
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９７号
沖縄県那覇市金城２丁目７番地３　メゾンシャトー203
債務者　名嘉てるみ（旧姓渡久地）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３４号
宮城県大崎市古川李埣３丁目３番15号
債務者　早坂　甚悦
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
宮城県大崎市古川大宮２丁目５番21号
債務者　渋谷　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
宮城県大崎市古川中里３丁目３番11号
債務者　岡崎　佑子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
宮城県栗原市志波姫新八樟46番地７
債務者　鈴木　眞弓
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
宮城県遠田郡美里町字叔廼前40番地１
債務者　佐藤　涼子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
千葉県館山市北条1542番地　わかば荘17号
債務者　青山　五郎
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２７６号
福井市中藤新保町第14号１番地24
債務者　角屋敷喜代美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
福井市下東郷町第16号19番地
債務者　第一オート販売こと　橋本　　順
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
福井市下東郷町第16号19番地
債務者　橋本喜代子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係